

◇教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 部活動指導等手当の支給要件及び支給額を一部改正することにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この条例は、令和8年4月1日から施行することにしました。

(教育委員会事務局教務部教職員給与・厚生担当)